

区分	No.	質 疑	回 答
収集	①	<p>代筆署名について</p> <p>(1) 代筆により署名を収集する場合、代筆署名を依頼した本人及び代筆署名者が署名する場になければならないか。</p> <p>(2) 署名したい人の意思表示は何を持って確認したことになるのか。</p> <p>(3) 代筆署名者は、本人が指定した人か、選挙区内の有権者誰でもよいのか。</p>	<p>(1) 法の趣旨からして、請求代表者（受任者）は代筆依頼した本人及び代筆署名者が同席する場で署名を求めるべきである。</p> <p>(2) 署名を依頼した本人は筆記が困難な方のため、意思表示は口頭で確認することとなる。</p> <p>(3) 代筆署名者は、代筆依頼者と同じ市区町村の選挙人名簿に登録されている方であれば特に決まりはない。ただし、請求代表者及び当該署名簿の受任者は代筆することはできない。</p>
仮(本)提出	①	<p>署名簿の仮提出時のその場での点検について</p> <p>(1) 持参される方（こちらから署名簿受領書を手渡す方）に何らかの要件はありますか（請求代表者でない方でもよいですか）。</p> <p>(2) 提出文に請求代表者37名全員の住所・氏名・押印が必要で、不足する場合は受理を拒否すべきとの認識でよろしいか。</p> <p>(3) 添付されるべき表紙・委任状の様式をお示しください。</p> <p>(4) 点検にて、表紙・請求書・証明書・委任状の添付漏れ等の重大な瑕疵があった場合でも、その場で指摘しなくてよいとの認識でよろしいか。</p> <p>(5) その際、提出者が瑕疵に気づき、一旦持ち帰りたいと言われればお返しすべきですか。</p> <p>(6) 点検の結果、提出文中の署名数や署名簿の記載内容等に訂正が必要になった場合には、どのような対応が考えられますか。その際、訂正印をもらうとすると、どの印になりますか。</p>	<p>(1) 署名簿の提出は請求代表者の名をもってすれば実際の提出者は当該市区町村の受任者でも可（昭和32年11月9日行政実例）。ただし、受任者の場合には「様式第1号（その1）」の「4 署名簿を持参する者の住所、氏名」を記載してもらう必要がある。（→持参人が請求代表者の場合であっても記載してもらう。）</p> <p>(2) 「様式第1号（その1）」については、法で定まったものではなく、提出された署名簿の冊数等を選管及び請求代表者双方が確認するための様式である。そのため、提出された様式に不備があるからという理由をもって署名簿の受理を拒否することはできないと考える。</p> <p>(3) 市区町村選挙管理委員会事務打合せ会で署名簿の見本をお渡ししたとおりである。（A3の署名簿の場合、「愛知県知事大村秀章解職請求書」の左部分が表紙であり、右部分が委任状である。）</p> <p>(4) 署名簿及び各署名の有効・無効の判断は、審査の段階で行うものであり、たとえ仮提出の点検中に署名簿の不備に気づいたとしても選管から言うべきものではない。</p> <p>(5) 仮提出の受理前に提出者側が誤りに気づき署名簿を一旦持ち帰ることは可能。ただし、この場合は期限までに改めて提出をしてもらい受理することになる。署名簿は同一市区町村においては一括して提出してもらうため、該当の署名簿のみ持ち帰ることはできない。また、いったん仮提出を受理した後は署名の追加提出は認められない。なお、「委任状に請求代表者の押印がないとき、収集された署名は無効であり、又追完により有効となるものでもない（※）（昭和38年7月19日判例）」から、委任状の瑕疵の場合は注意をしていただきたい。</p> <p>(※) 委任状に瑕疵（誤字、脱字、押印漏れ等）があったとしても、追完により有効となるものではないことから、委任状の瑕疵の補正については認められない。</p> <p>(6) 【修正前】請求代表者全員の押印を持って訂正してもらうべきである。ただし、実際には難しいため、あらかじめ請求代表者全員の「捨印」を押してもらうことを請求代表者側に対して伝えることを検討している。</p> <p>【修正後】署名簿持参人の立会のもと朱書訂正する。訂正した場合には、署名簿受領書を交付する際に、訂正した提出文の写しを添付する。</p>
仮(本)提出	②	<p>請求代表者が提出する仮提出（様式第1号その1）に記載する署名簿数、欠号、仮提出する署名の数に誤りがあり、市区町村が発行する署名簿受領書（様式第3号）の署名簿冊数、署名簿番号、欠番冊数、署名総数に変更があった場合、請求代表者の提出する本提出（様式第1号その2）の署名簿数、欠号、仮提出する署名の数は署名簿受領書（様式第3号）に基づき数を変更して提出してもらう必要があるのか。</p>	<p>お見込みのとおり。提出文（様式第1号その1）の訂正については、『仮(本)提出』①(6)を参照。</p>
仮(本)提出	③	<p>署名総数計算票及び署名簿点検票（様式第2号）の欠番、枝番、重複はどのような場合にどのような内容を記載するのか。また、様式第2号の記載例があれば示してほしい。</p>	<p>欠番、枝番、重複欄には、それぞれ該当する署名番号（署名簿の【番号】欄に記入された数字）を記載する。記載例は別添のとおり。</p> <p>(欠番の例) 1、2、3、4、5、7 ⇒ 欠番：6</p> <p>(枝番の例) 1、2、3、3-2、4、5 ⇒ 枝番：3-2</p> <p>1、2、3-1、3-2、4、5 ⇒ 枝番：3-2</p> <p>(重複の例) 1、2、2、3、3、4 ⇒ 重複：2、3</p>
仮(本)提出	④	<p>提供された署名用紙のサンプルに「表紙に記載すべき事項」「解職請求書」、「解職請求代表者証明書」「委任状」が印刷されていますが、別途添付がなくともこれをもって表紙も含めた添付必要書類を満たしているとの取り扱いでよいのか。（事務資料P10、【判定基準】1）（事務資料P5、5、イ・ウ）</p>	<p>見本でお渡しした署名簿には添付すべき書類は付されている。なお、請求代表者が収集する署名簿には「委任状」の添付は不要である。また、表紙は署名簿A3の署名簿の場合、「愛知県知事大村秀章解職請求書」の左部分になる。</p>

区分	No.	質 疑	回 答
仮(本)提出	⑤	署名用紙中の「番号」は請求代表者において事前に記載しておくことが『適当』である」とあるが、番号の未記入・重複などがあった場合の取り扱いはどうすべきか。(事務資料P3、5、ア)	<p>前回の回答が署名簿番号についての回答となっていたため、下記のとおり訂正する。</p> <p>①「署名番号」が未記入の場合 「1、2、(空欄)、4、5」のような場合は、空欄の箇所に「3」と署名簿持参人に記載してもらうことが適当と考える。</p> <p>「1、(空欄)、2、3、4」のような場合は、署名が記載されている以上、署名として数える必要がある。この例の場合、異議申出において署名番号で署名を特定する必要があること等を考慮すると、署名簿には「1-2」等と署名簿持参人に記載してもらうことが適当と考える。(※『仮(本)提出⑤(1)と同じ])</p> <p>②「署名番号」が重複の場合 異議申出において署名番号で署名を特定する必要があること等を考慮すると、署名簿持参人に確認の上、当該番号に枝番を記載してもらうこと等が適当である。</p> <p>※(参考)署名簿番号について 未記入の場合は、最終番号の次の番号等(単に記入漏れであれば、記入する予定だった番号を記入すればよい)を追記してもらう。重複の場合も一方の署名簿を最終番号の次の番号に訂正してもらう。署名簿の番号の訂正には訂正印は不要である。 また、合わせて様式第1号の署名簿数の番号も訂正する必要があるが、こちらは署名簿持参人の立会いのもと朱書訂正する。(訂正の方法については、『仮(本)提出』①(6)を参照。)</p>
仮(本)提出	⑥	仮提出→本提出の流れにおいて、本提出の申出は(P37 様式第1号その2)の提出をもって、という解釈でよいか。それとも電話など、口頭ベースでも可か。また書面での提出が必要な場合、仮提出の受け取りの審査結果を反映させるべきか。(事務資料P7、2、最終行)	都道府県に関する直接請求で、請求代表者が署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出する際には、署名総数が法定署名数以上に達している旨の書面を自ら作成して添付すべきものである。(昭和32年11月9日行政実例) また、仮提出時に署名簿の冊数等は確認しているので、本提出の様式(様式第1号その2)に記入する署名簿数は、仮提出時と同一になる。
仮(本)提出	⑦	<p>今回、請求者団体が使用している署名簿の様式は、1枚の用紙で1簿冊として分冊されたものとなっているようである。署名簿の性質上、分冊された署名簿どうしを編綴(ホチキス留め等)することは本来は想定されないとと思われるが、複数の用紙(署名簿)が編綴(ホチキス留め)された状態で仮提出された場合、以下のA~Dの各署名簿についてそれぞれどのように取り扱うべきか。</p> <p>A→2枚目以降の委任状【原本】、請求代表者全員による割印【有】 B→2枚目以降の委任状【原本】、請求代表者全員による割印【無】 C→2枚目以降の委任状【写し】、請求代表者全員による割印【有】 D→2枚目以降の委任状【写し】、請求代表者全員による割印【無】</p> <p>(1) 仮提出の受付時に、ホチキス留めを外させるべきか。 (2) 仮提出の受付時における署名簿の数え方。(仮提出の「様式第1号その1」の書き方)</p>	<p>(1) ホチキス留めされている署名簿の表紙にそれぞれ付番されている場合等、1枚1枚が署名簿であると判断できる場合には、持参人に確認の上、ホチキス留めを外してもらうことが適当である。それ以外の場合には、ホチキス留めを外さず、提出された状態で受け取るべきである。</p> <p>(2) 表紙に付番された番号の状況に従う。(単なる付番漏れがある場合は、持参人に確認の上補記させる。すべての用紙に連番が付番されている場合は、用紙1枚ごとに1冊と数える。2枚目以降がすべて欠番であれば、編綴された全体で1冊と数える。)</p>

区分	No.	質 疑	回 答
仮(本)提出	⑧-1	<p>署名簿の仮提出受付について</p> <p>(1) 仮提出の受付については各市区町村選管の執務時間内に限り、土日祝日、平日の時間外については対応しないという認識でよいか。また、平日の執務時間終了前ぎりぎりに提出に来た場合は、時間内とみなして受理してよいか。</p> <p>(2) 『仮(本)提出』①(1)の回答について 他市町村における受任者、そもそも請求代表者でも受任者でもない者が署名簿を持参した場合、受付不可という認識でよいか。</p> <p>(3) 『仮(本)提出』①(5)の回答について 「解職請求書の添付がない(綴じられていない)」「請求代表者証明書の添付がない(綴じられていない)」「受任者への委任状原本の添付がない(綴じられていない)」「委任状に請求代表者全員の氏名が非表記、あるいは表記されているが押印がない」以外に署名簿が無効となる要件はあるか。 また、仮提出受付の際には受付側としては無効要件のみに「注意」し、たとえそれ以外の瑕疵があっても、提出側としては最悪修正する必要は無く、特に審査結果には影響しないという認識でよいか。</p> <p>(4) 『仮(本)提出』①(6)の回答について 訂正のための請求代表者の「捨印」は、解職請求書に押印されたものと同一のものである必要があるか。</p>	<p>(1) 仮提出に際し、署名簿持参者から事前に各市区町村選管に対して仮提出する日時を事前連絡するように、当方から請求代表者に対して伝える。土日祝日、平日の時間外については、原則対応する必要はないと考えるが、署名簿持参人と調整の上、対応していただきたい。なお、最終日(11月4日)については宿直職員への指示をしていただくなど、執務時間後に署名簿の提出があっても受付時刻が明確になる形で受付できる体制をとっていただきたい。</p> <p>(2) 署名簿持参人は、請求代表者または当該市区町村の受任者に限られる。受任者であることは委任状をもって確認する。(当該受任者の委任状に付せん等目印をつけてもらうように依頼した。)また、当該受任者が選挙人名簿に登録されているかの確認は、審査時において行うので仮提出時は不要である。(『仮(本)提出』⑩後段、㉑と同じ。)</p> <p>(3) 仮提出時はあくまで署名簿の冊数と署名数を計算することであり、審査を行うものではない。そのため、たとえ無効が明らかな署名簿を見つけたとしても、選管から署名簿持参人に対して指摘は行わない。(『仮(本)提出』①(4)を参照。)</p> <p>また、質疑にある事例で他に署名簿が無効となる場合としては、受任者が選挙人名簿に登録されていない人である場合等が挙げられる。(事務資料9～11ページ参照)</p> <p>(4) 訂正方法については、選挙管理委員会による朱書訂正とする。(『仮(本)提出』①(6)を参照。)</p>
仮(本)提出	⑧-2	<p>(5) A4の用紙は1枚で1名の署名欄があり、A3の用紙は1枚で10名の署名欄があるが、この1枚に表紙から添付すべき書類を備えた印刷となっているため、この1枚が署名簿1冊との取り扱いになるということか。(この場合、A4用紙なら署名簿1冊につき1名の署名しかしないため、署名簿の数は膨大になるが、全てに受付印が必要で、点検票も1枚につき1行の記入が必要になるということか。)</p> <p>例えば、このA4の用紙100枚で100人分の署名を持参された場合、100枚全ての表紙部分に番号を記載し、100冊の署名簿とすべきか、1冊の署名簿として綴ることは可能か(可能だとして、表紙部分に番号の記入があるものは、分けなければならぬということになるか。)</p> <p>(6) 見本として示されたA3・A4の用紙の次に署名欄のみの様式が綴りこまれていた場合の取り扱いはどうするか。 ・綴りこまれている以上、その署名簿の署名数(この時点で無効ではない)にする。 ・この用紙が今回の直接請求のためのものと認められるための要件を満たしていれば、その署名簿の署名(この時点で無効ではない)とし、要件を満たさなければ、署名欄のみの用紙の分は、表紙・請求書・証明書が添付されていない別の署名簿の署名(無効)とする。 ・今回は見本で示したA3・A4の用紙しか認められていないので、署名欄のみの用紙の分は受け取りを拒否する。</p> <p>(7) 受領書の交付時に、合わせて点検票の写しを交付してもよいか。</p> <p>(8) 様式第3号(署名簿受領書)について 請求代表者が複数いるため、県のほうで「氏名があらかじめ入力された」様式を作成していただけないか。</p> <p>(9) 様式第1～3号(特に様式第2号の計算表及び点検票)について記載例を提示していただけないか。</p>	<p>(5) 前段、お見込みのとおり。後段の例については、前者のとおり。なお、表紙部分への番号記載は請求代表者において行うべきものである。</p> <p>(6) 仮提出時には提出があった状態でそのまま受理することになる。</p> <p>(7) 点検票の写しの交付は不要。(各市区町村の対応を統一したい。)</p> <p>(8) 別添のとおり。</p> <p>(9) 別添のとおり。</p>
仮(本)提出	⑨	<p>署名簿の仮提出時に確認すべき事項は以下の事項ということによろしいか。</p> <p>(1) 様式第1号の記載事項のうち、署名簿の数、欠号となっている署名簿番号、署名数。</p> <p>(2) 署名簿を持参した人の住所、氏名。</p> <p>(3) 修正があればその場で修正してから受理の手続を行う。(請求代表者の捨印がある場合に限り行い、そうでない場合は、提出者の意向を確認し、提出者から再提出の話があれば一旦受理せず再度持参を待つ。)</p>	<p>お見込みのとおり。ただし、(3)の修正は選挙管理委員会による朱書訂正とする。(『仮(本)提出』①(6)を参照。)また、受理せず再提出の場合、再度、署名簿及び署名数等を確認すること。</p>

区分	No.	質 疑	回 答
仮(本)提出	⑩	情報提供いただいた署名簿において、署名簿及び署名者番号の記載欄があるが、これは請求代表者があらかじめ署名簿の仮提出の際に付番するということがよいか？	お見込みのとおり。
仮(本)提出	⑪	仮提出の際に受領書を発行した後、本提出として申出があった際、改めて受領書の発行は必要か。	不要。
仮(本)提出	⑫	署名総数計算票及び署名簿点検票の様式中において「次頁にわたる場合、⑪⑫欄については小計を記載し、最終頁に総計を記入すること。」とあるが、この場合最終ページには当該ページの小計は記載する必要はないと考えればよいか。	様式を修正(R2.10.19)して、小計欄と合計欄を分けることとした。小計欄はすべてのページに記入し、合計欄は最終ページのみ記入する。
仮(本)提出	⑬	署名総数計算票及び署名簿点検票は10署名簿分の枠しかないため、次ページに渡る可能性が高いと考えるが、その場合、題名、市区町村名、区分欄、①受理日時欄、②署名簿持参人欄は、各ページごとに全て記載が必要か。	2ページ目以降については、省略してもらって構わない。
仮(本)提出	⑭	署名総数計算票及び署名簿点検票を紙に打ち出す際に、あらかじめ記載可能な箇所は印字してもよいか。	差し支えない。
仮(本)提出	⑮	(様式第2号)署名総数計算票及び署名簿点検票について (1) 様式中①及び②について、次頁にわたる場合は最初のページのみであれば良いか。 (2) 様式中③について、打ち合わせ会において署名簿の様式を示されたが、示された様式(A4またはA3)1枚が1署名簿という理解でよろしいか。また、受任者用の署名簿(A3のもの)の場合、示されたA3のものを先頭に、複数の署名簿が添付されることもあり得るのか。 (3) 署名簿番号は選管が振るか。振るとしたら、紙面のどこに、どのように振るのか。 (4) 様式中⑦から⑨について、各署名簿の署名番号のうち該当する番号を記載すれば良いのか(⑧であれば「2-1、2-2、2-3」、⑨であれば重複している番号を記載するということがよいか。) (5) 備考欄について、欄外下部に「備考欄」に提出、仮提出の別を記載すること。」とあるが、本提出においてもこの様式第2号を使用するのか。(様式第2号は左が仮提出時、右が本提出時に使用するのか。) (6) 名簿の内容を点検する際、請求代表者若しくは受任者又は署名簿持参人は、最初から最後まで点検に立ち会うということか。	(1) 2ページ目以降については省略してもらって構わない。(『仮(本)提出』⑬を参照。) (2) 前段、お見込みのとおり。後段については、複数の署名簿を束ねて提出してきた場合には、まず持参人に対して各1枚が1つの署名簿でないか確認する。束ねた状態が1つの署名簿だと主張された場合にはそのままの状態を受け取る。 (3) 署名簿番号は請求代表者において一連番号を付すべきものである。場所はA4の署名簿の場合は署名欄がある面の左上、A3の署名簿の場合は「愛知県知事大村秀章解職請求書」の左部分のそれぞれ「第 号」とある部分に記入される。 (4) 該当する署名番号を記入してもらおう。署名番号が「1、2-1、2-2、2-3、3」とあった場合、枝番で記載するのは「2-2、2-3」となる。(『仮(本)提出』⑬を参照。) (5) 様式を修正し、「備考欄」への提出、仮提出の別の記載は不要とする。本提出時においては、仮提出時に記載したものに本提出の「①受理日時」等を追記する。 (6) 最初から最後まで立ち会ってもらわなければならないが、トラブル回避のため、最低限、署名簿の冊数の確認は立ち会ってもらわなければならないと考える。また、署名者数の確認後、人数等の訂正や受領書の交付をするため、点検後再来庁してもらわなければならない。
仮(本)提出	⑯	『仮(本)提出』①(1)の回答について 名簿の提出については、受任者でも可であり、その場合は「様式第1号(その1)」の「4 署名簿を持参する者の住所、氏名」を記載してもらわなければならないとされていますが、請求代表者のうちの1名が、署名簿の提出をした場合は、「4 署名簿を持参する者の住所、氏名」の項目については、記載の必要がないとの理解でよろしいでしょうか。 また、署名簿の提出は、請求代表者又は受任者によらなければならない、それ以外の者による提出は不可のため受理できないとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、「様式第1号(その1)」の「4 署名簿を持参する者の住所及び氏名欄は、署名簿持参人が請求代表者であったとしても記載をしてもらおう。請求代表者には、記載をしていただくよう様式第1号その1の備考を除いて様式を提供した。 後段については、『仮(本)提出』⑧-1(2)を参照。
仮(本)提出	⑰	署名簿の提出時における委任状の瑕疵について、前回の質疑への回答(『仮(本)提出』①(5))の中で、「なお、「委任状に請求代表者の押印がないとき、収集された署名は無効であり、又追完により有効となるものでもない(昭和38年7月19日判例)」から、委任状の瑕疵の場合は注意をしていただきたい。」とあったが、同じ前回の質疑への回答(『仮(本)提出』①(4))の中では、「署名簿及び各署名の有効・無効の判断は、審査の段階で行うものであり、たとえば仮提出の点検中に署名簿の不備に気づいたとしても選管から言うべきものではない。」とされているが、委任状の瑕疵の場合は指摘をするべきであるとの理解でよろしいか。	仮提出時において、選管からは署名簿の不備を指摘しない。委任状の瑕疵に署名簿持参人が気づいたとしても、追完により有効となるものではないことから、委任状の瑕疵の補正については認められない。

区分	No.	質 疑	回 答																									
仮(本)提出	⑱	<p>(1) 事務資料P.8 3 (1)中に「署名簿持参人立会いのもと署名簿の内容を十分に点検し」とありますが、点検する内容は、様式第2号中③～⑩の各項目でしょうか。</p> <p>(2) 署名簿持参人に、添付書類の有無や押印の有無等の点検結果を、署名簿ごとに示す必要はありますか。</p> <p>(3) 様式第2号の写しを提出する際は、様式中①～⑫までと備考を記載した状態で提出するということでしょうか。</p>	<p>(1) お見込みのとおり。加えて、提出文(様式第1号その1)に記載されている内容と提出された署名簿の内容を突合する。</p> <p>(2) 不要。なお、仮提出の受付の際に押印の有無の点検は不要。</p> <p>(3) お見込みのとおり。(なお、様式第2号を一部修正した。(R2.10.19))</p>																									
仮(本)提出	⑲	<p>仮提出期限日(11月4日)の執務時間後午後12時までの間に仮提出があった場合において</p> <p>(1) 選管職員が不在の場合、宿直職員等は署名簿をどこまで確認すべきか。</p> <p>(2) 署名簿の点検が終了した日時が翌日(5日)となった場合、「点検票」(様式第2号)の受理日時は、署名簿を仮提出のあった日時(4日)なのか、それとも署名簿の点検が終了した日時(5日)なのか。</p>	<p>(1) 最低限、署名簿持参人立会いのもと署名簿の冊数は確認すること。なお、この場合、選管職員は11月5日に署名者数を確認し、署名簿持参人には人数の訂正や受領書の交付をするために点検後に再来庁してもらう必要がある。</p> <p>(2) 区分「仮提出」の「①受理日時」欄には、点検が終了した日時(5日)を記入する。この場合、期限までに署名簿が仮提出されたことが分かるよう、区分「仮提出」欄の余白に、仮提出のため来庁した(点検前の)日時をかって書きする。記載例は下記のとおり。</p> <p>(様式第2号)</p> <p style="text-align: center;"><b>署名総数計算票及び署名簿点検票</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">区 分</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">仮 提 出 <small>(令和2年11月4日午後11時10分仮受付)</small></td> </tr> <tr> <td>① 受 理 日 時</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">令 和 2 年 1 1 月 5 日 午 前 1 0 時 0 0 分</td> </tr> <tr> <td>② 署 名 簿 持 参 人</td> <td style="width: 15%;">住所</td> <td style="width: 25%;">〇〇市〇〇町1番地1</td> <td style="width: 10%;">氏名</td> <td style="width: 35%;">愛知太郎</td> </tr> <tr> <td>③ 署 名 簿 の 番 号</td> <td>④ 署 名 数</td> <td colspan="3">⑤ 署 名 簿</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>⑥ 署 名 番 号</td> <td>⑦ 欠 番</td> <td>⑧ 枝 番 ⑨ 重 複</td> </tr> </table>	区 分	仮 提 出 <small>(令和2年11月4日午後11時10分仮受付)</small>				① 受 理 日 時	令 和 2 年 1 1 月 5 日 午 前 1 0 時 0 0 分				② 署 名 簿 持 参 人	住所	〇〇市〇〇町1番地1	氏名	愛知太郎	③ 署 名 簿 の 番 号	④ 署 名 数	⑤ 署 名 簿					⑥ 署 名 番 号	⑦ 欠 番	⑧ 枝 番 ⑨ 重 複
区 分	仮 提 出 <small>(令和2年11月4日午後11時10分仮受付)</small>																											
① 受 理 日 時	令 和 2 年 1 1 月 5 日 午 前 1 0 時 0 0 分																											
② 署 名 簿 持 参 人	住所	〇〇市〇〇町1番地1	氏名	愛知太郎																								
③ 署 名 簿 の 番 号	④ 署 名 数	⑤ 署 名 簿																										
		⑥ 署 名 番 号	⑦ 欠 番	⑧ 枝 番 ⑨ 重 複																								

区分	No.	質 疑	回 答
仮(本)提出	⑳	<p>(1) 署名する用紙は説明会のときに配布されたA3用紙(受任者の場合)のみか。署名欄のみの用紙もあるのか。</p> <p>(2) 署名簿各葉に契印は必須なのか。必須の場合契印の印鑑は全ての代表者の印鑑が必要か。</p> <p>(3) 仮提出を受理した後の「署名簿受領書」は、受付時に渡すべきか(公印を押すのに決裁をとる必要があるため、予め提出される日がわからないと対応が難しい。)</p> <p>(4) 質疑応答の回答で「たとえば仮提出の点検中に署名簿の不備に気付いたとしても選管から言うべきではない」とのことでしたが、「署名総数計算及び署名簿点検票」を作成する際に確認する事項の不備についてのみ指摘するという認識で正しいか(例:委任状の漏れについては指摘するが、押印等の漏れは指摘しない。)</p>	<p>(1) 当方が請求代表者から情報提供されているのは、打合せ会で配布したA4(請求代表者用)またはA3(受任者用)の署名簿のみである。ただし、これらの様式以外の署名用紙が提出された場合であっても、受理を断ることはできない。(『仮(本)提出』⑧-2(6)を参照)</p> <p>(※) 当方から団体に確認したところ、署名簿の様式は打合せ会で配布したA4のもの(委任状無・請求代表者が収集)と、A3については受任者が収集した委任状に記載があるものと、請求代表者が収集した委任状部分に斜線が引いてあるもの(別添のとおり)の2パターン、合計3種類の署名簿が提出される予定である。また、それぞれ1枚が1つの署名簿となる。</p> <p>(2) 割印を押すことが適当であるという行政実例はあるが、必須ではない。請求代表者から情報提供された署名簿は1枚で1つの署名簿であるため、複数枚を綴って1つの署名簿として提出される可能性は低い。</p> <p>(3) 「署名簿受領書」には署名簿を点検した後の数値を記載するため、受理時に交付すべきものである。なお、請求代表者に対しては、各市区町村選管に事前に仮提出をする日時を連絡するように伝えている。</p> <p>(4) 仮提出時には選管から署名簿の不備を一切指摘しない。(『仮(本)提出』④(4)及び(5)を参照)</p>
仮(本)提出	㉑	<p>請求代表者が集める署名簿(A4)が印刷ミス等で、表面(代表請求者証明書や署名が記載できる欄がある側)のみが印刷され、裏面(解職請求書)が印刷されていない場合は、仮提出の審査時は署名数にカウントすべきなのか、もしくは、署名簿持参者に確認のうえ形式審査での書類不備として取り扱い署名数としてカウントすべきではないのか。</p> <p>また、同様に署名総数計算票及び署名簿点検票(様式第2号)の⑩点検事項(表紙、請求書又は写、証明書又は写)のうち1つでも「無」となった場合は④署名数にカウントすべきかカウントすべきではないのか。</p>	<p>『仮(本)提出』④(4)を参照</p> <p>署名簿及び各署名の有効・無効の判断は、審査の段階で行うものであり、仮提出時の点検中に署名簿の不備があっても署名として数えることとなる。</p>
仮(本)提出	㉒	<p>署名欄の番号はあるが、署名者の住所や氏名が明らかに記載されていない署名簿の場合(請求代表者の事務局が勢いで番号を書きってしまった等)、形式的審査なので署名の内容は確認しないという前提に基づき、署名者数として数えるのか、欠番扱いとするのか、もしくは署名を持参された方に確認して修正してもらうのか。また、修正は請求代表者しか行うことができないのか、もしくは受任者や持参者でもできるのか。</p>	<p>明らかに署名が記載されていないものについては署名として数えない。(仮提出時はあくまで署名簿の冊数と署名数を計算することであり、審査を行うものではない。)</p> <p>なお、「署名総数計算票及び署名簿点検票」は、欠番として整理すること。</p>
仮(本)提出	㉓	<p>「署名総数計算票及び署名簿点検票」へ「署名番号」欄記載の際に、署名簿の記載が次の例のように欠番になっていた場合は、(署名簿番号を)どのように取り扱えばよいか。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <p>署名簿番号1 署名番号1、2、3、4 署名簿番号2 署名番号6、7、8</p> <p>※署名簿番号1と署名簿番号2の狭間になる署名番号5が欠番になっている場合</p>	<p>「署名総数計算票及び署名簿点検票」における「⑥署名番号」には、署名簿に記載されているとおりに記載すること。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <p>署名簿番号1 署名番号1～4 署名簿番号2 署名番号6～8</p> <p>※署名番号5が欠番になっていたとしても、「④署名数」には影響がない。</p>

区分	No.	質 疑	回 答
仮(本)提出	㉔	<p>(1) 直接請求質疑応答集 (R21019時点) の『仮(本提出)』⑤の回答によると、「署名簿の番号が未記入の場合は最終番号の次の番号等を追記してもらい、重複の場合も一方の署名簿を最終番号の次の番号に訂正してもらう。」とある。このように、ある署名簿の番号を最終番号の次の番号に付番されることになると、署名簿中の署名番号(一連の番号)が順番に並ばないことになると考えられるが、仮(本提出)後の審査及び縦覧を考慮すると、枝番号とする取扱いとしても差し支えないと考えるが、認められるかどうか。  (例) 提出された署名簿が5冊だった場合【0の前の数字は署名簿の番号、0の内部の数字は署名番号】  (現行)  1 (1~10)、2 (11~13)、2 (14~20)、3 (21~25)、4 (26~31)  ↓  1 (1~10)、2 (11~13)、3 (21~25)、4 (26~31)、5 (14~20)  (枝番号方式(案))  1 (1~10)、2 (11~13)、2 (14~20)、3 (21~25)、4 (26~31)  ↓  1 (1~10)、2 (11~13)、2の2 (14~20)、3 (21~25)、4 (26~31)</p> <p>(2) (1)で署名簿の号数に枝番号をつけて対応することが可能な場合、請求代表者の提出文(様式第1号)及び署名簿受領書(様式第3号)の署名簿冊数は、署名簿番号から欠番簿冊の数を差し引いた数になると思われるが、様式第1号及び第3号の署名簿番号はどのように記載すれば良いのか。</p>	<p>(1) 現行の方法でも枝番を用いる方法いずれでも差し支えない。署名簿番号や署名番号は署名の特定に用いるので、番号の追記は個々の事情に応じて対応していただきたい。  (2) 下記の記載例のとおり。枝番の署名簿番号が分かるようにしておく。  ~記載例~  ※提出文(様式第1号)も同様で、訂正する場合は朱書訂正する。</p> <div data-bbox="1433 380 2742 1003" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(様式第3号)</p> <h3 style="text-align: center;">署 名 簿 受 領 書</h3> <p>愛知県知事解職請求者署名簿 97冊 ← 最後の署名簿番号(最初の署名簿番号-1)  -欠号の署名簿冊数+枝番の署名簿冊数</p> <p>署名簿番号 第1号から第100号まで (第2-2号、第8-2号を含む)</p> <p>欠番簿冊 第15号、第25号、第28号、第60号、第85号</p> <p>署名総数 500人</p> <p style="text-align: right;">枝番の署名簿番号を記載</p> </div>
仮(本)提出	㉕	<p>(1) 署名番号が空欄の署名があった場合、点検票にどのように記載するか。  例) 署名簿番号: 1 署名番号: 1、(空欄)、2、3、4  ※署名番号は4までしかないが、署名が5つある</p> <p>(2) 署名番号が各署名簿での一連番号で記入されて提出された場合、そのまま受理するのか、市区町村の一連番号に記入し直してもらうのか。また、受理する場合、点検票の記載はどうするのか。  例) 署名簿番号: 1 署名番号: 1、2、3、4、5、6  署名簿番号: 2 署名番号: 1、2、3、4、5、6</p> <p>(3) 『仮(本)提出』⑤は「署名番号」についての質問だが、回答は署名簿番号に関する内容となっていないか</p> <p>(4) 仮提出期限後(11月5日)に署名簿の提出があった場合の対応はどうするのか?</p>	<p>(1) 署名が記載されている以上、署名として数える必要がある。この例の場合、異議申出において署名番号で署名を特定する必要があること等を考慮すると、署名簿には「1-2」等と署名簿持参人に記載してもらうことが適当と考える。  (2) 署名簿番号と署名番号との組合せで、署名を特定することが可能であるため、そのまま受理してもよい。  (3) お見込みのとおり。『仮(本)提出』⑤の回答を訂正する。  (4) 期限後に提出があった署名簿については受け取らない。ただし、その後のトラブル回避のため、来庁日時を記録しておく。</p>

区分	No.	質 疑	回 答
仮(本)提出	②⑥	<p>(1) 署名簿を持参した人が提出文(様式第1号)に記載されている「署名簿を持参する者」と同一人であることを、免許証等で確認する必要はないか。また、同一人でないことが判明した場合、朱書きで選管が訂正するということが良いか。</p> <p>(2) 仮提出された署名簿について、選管による確認・点検後に受理することとなると認識しているが、例えば11/4(提出期限)に提出があったが、確認・点検が日をまたぎ、受理が翌11/5となっても期限内の提出として取り扱って良いか。</p> <p>(3) 2枚目以降の点検票について、「区分」「①受理日時」「②署名持参人」の欄を削って、署名簿の番号を10冊記載できるところ、それ以上記載できるように様式を変更して使用して良いか。</p> <p>(4) 点検を複数班に分かれて行うことで、記載が10冊に満たない点検票が複数作成されても問題ないか(例:提出簿冊数20冊、3班体制、①1~6号、②7~12号、③13~20号)。</p> <p>(5) 時間外や祝日(特に提出が予想される11/2~4)に貴選挙管理委員会事務局への問い合わせは可能か。</p>	<p>(1) 署名簿持参人への身分確認については、県からは特に求めない。(各団体が必要に応じて確認をしてもらうことは構わない。)ただし、提出後に連絡する場合もあるので持参人の連絡先は聞き取ってもらいたい。</p> <p>また、提出文の「署名簿を持参する者」欄に記載されている者と実際に持参してきた者が同一人ではない場合には、リコールの会事務局に対して来庁した者が持参人で間違いないことを確認した上で、提出文を選管が朱書訂正する。</p> <p>(2) お見込みのとおり。なお、提出文、署名簿の表紙に押す受付印及び受理後に渡す受領書の日付は署名簿の提出があった日(11月4日)である。</p> <p>(3)、(4) いずれも差し支えない。</p> <p>(5) 仮提出期限の11月4日については(未提出団体があった場合には)時間外の待機を考えているが、それ以外の平日時間外及び休日については特に予定していない。</p>
仮(本)提出	②⑦	<p>『仮(本)提出』①(5)について</p> <p>仮提出において、署名簿持参人が瑕疵に気付き一旦持ち帰ると主張した場合、選管職員が点検中に委任状に瑕疵があった署名簿を確認したときは、当該署名簿を再提出時に追完される場合に備えてコピーしておくべきか。</p> <p>また、委任状に瑕疵がある署名簿が大量にあった場合もすべてコピーをとっておくべきなのか。</p>	<p>仮提出時はあくまで署名簿の冊数と署名数を計算するものであり、審査を行うものではない。委任状に瑕疵のある署名簿をコピーしておくためには、瑕疵の有無を確認する必要が生じることから、コピーをとっておくべきとまではいえない。(なお、市区町村の判断でコピーをとっておくことを制限するものではない。)</p> <p>したがって、委任状の瑕疵については追完により有効となるものではない旨を説明し、その他、仮受付時に確認する署名簿番号や署名番号の記載等における軽微な瑕疵については、その場で訂正してもらい、できる限り1回目の仮提出で完結されたい。(提出者側が誤りに気づき署名簿を一旦持ち帰るような事例としては、提出すべき署名簿に漏れがあったような場合が想定されるが、それ以外の事例では限定的であると考える。)</p>
仮(本)提出	②⑧	<p>仮提出時において、次のような署名はどのように扱えばよいか。</p> <p>(1) 署名簿の番号のみ記載があって、それ以外の署名者氏名等の記載が一切ない。</p> <p>(2) 番号のみ記載がないが、それ以外は全て記載がある。</p> <p>(3) 署名年月日・署名者氏名・署名者住所・生年月日のいずれかの記載がない。</p>	<p>明らかに署名が記載されていないものについては署名として数えない。(『仮(本)提出』②を参照。)</p> <p>(1) 署名として数えない。</p> <p>(2) 署名として数え、署名番号を追記してもらう。</p> <p>(3) 署名として数える。(仮提出時はあくまで署名簿の冊数と署名数を計算することであり、審査を行うものではない。)</p>



区分	No.	質 疑	回 答
仮(本)提出	㉔	仮提出で提出された署名数について、選管が記者等から問い合わせを受けた場合は回答するのか。	下記のとおり対応願いたい。 ①窓口で仮提出され、受領書を交付する前の場合 提出があったこと、現在集計中である旨のみ回答する。 ②集計が終わり、受領書を交付した後の場合 誤解を招かないよう次のとおり回答する。 「有効署名数については本提出後の審査を踏まえて決定することになるが、今回、当団体に提出された署名の数は●●●筆であった。」(自団体の分のみ回答)
仮(本)提出	㉕	愛知県知事解職に関する直接請求事務資料P8 3署名簿の受理(1)において「請求代表者若しくは受任者又は署名簿持参人の立会いのもと」となっておりますが、請求代表者、受任者以外の人でも署名簿の提出ができると考えてよいか。また、署名簿提出者の本人確認については、行う必要があるか(県の統一見解としてあるか、自治体の判断によるか)。	前段については、『仮(本)提出』⑧-1(2)を参照。 後段については、『仮(本)提出』㉕(1)を参照。
審査	①	署名収集委任状の受任者欄に記入がない場合、この簿冊は無効とするのか、請求代表者が収集した扱いとするのか、再調査するのか?	実地調査又は証人尋問を行ってもらうことになるかと考える。今回、請求代表者が集める署名簿(A4)と受任者が集める署名簿(A3)が明確に分かれており、請求代表者が受任者用の署名簿を用いて署名収集するとは考えにくい。委任状の受任者欄が空欄となっている署名簿が提出されたとしても、そのことのみをもって署名簿が無効であるとも言えないため、実地調査又は証人尋問をしてもらい誰から署名を求められたか確認してもらい判断することになる。(ただし、実地調査等においても誰から署名を求められたか不明な場合は、それをもって署名簿が無効とまでは言い切れない。なお、数人の証言により有効無効の心証が得られれば、同一の事情にある署名について有効無効の決定をして差し支えない。)
審査	②	愛知県知事解職に関する直接請求事務資料P11に「カードへの転記」とありますが、いただいたワード様式にパソコンで入力してもよろしいでしょうか。	署名審査カードは、選管が審査及び縦覧時に使用するものであり、ワード様式にパソコンで入力しても構わない。また、法定署名数を超える署名が集まる見込みの場合、県は署名審査カードを資材として作成し各団体へ配布する予定である。
審査	③	県から支給される物品や消耗品はあるか? (「有効」「無効」等のゴム印など。)	『有効』『無効』『照合』の「ゴム印」及び「署名審査カード(A5サイズ)」を配布する予定である。ゴム印については各団体それぞれ10個、「署名審査カード(A5サイズ)」の枚数については仮提出の状況を踏まえて配布する予定である。時期については、作成又は印刷の是非を含めて仮提出の状況により判断したい。 また、電子データについては9月11日にメールにて送付したとおりである。(様式集など)
審査	④	署名審査カードへの転記について、エクセル等で作成した情報を差込印刷して作成しても差し支えないか?	署名審査カードは、選管が審査及び縦覧時に使用するものであり、パソコンで入力してもらっても構わない。(『審査』②を参照。)
審査	⑤	県から市町村へ送付を予定している資材等を教えてください。また、それらについては、何を、どれくらい、いつ頃でしょうか。 ・データ類、紙類、その他(ゴム印等)	『有効』『無効』『照合』の「ゴム印」及び「署名審査カード(A5サイズ)」を配布する予定である。ゴム印については各団体それぞれ10個、「署名審査カード(A5サイズ)」の枚数については仮提出の状況を踏まえて配布する予定である。時期については、作成又は印刷の是非を含めて仮提出の状況により判断したい。 また、電子データについては9月11日にメールにて送付したとおりである。(様式集など) 『審査』③によりたい。(質問が重複しているため整理した。)
審査	⑥	パソコンを使用した署名審査のやり方を行いたいと考えますが、自治体独自に審査方法を考えることは問題ないか。また、署名審査に必要な環境整備として、パソコンを用意するための費用を、審査事務経費の対象としていただくことはできないか。	署名審査については、審査の項目等、同様の対応をしていただく限りにおいてはパソコンを使用するなど各自治体で独自に審査方法を考えてもらっても構わない。(『審査』②を参照。) また、市町村交付金に署名審査のためのパソコン購入費を充ててもらっても構わない。ただし、県から交付する額は、交付要綱のとおりとなる見込みである。
審査	⑦	整理番号は一連の番号でなければならないか。個人コードなど市が独自に個人に割り当てている番号でも可能でしょうか。	整理番号は、市区町村選管が管理するための番号であり、各団体で枚数や順番等が把握できるのであれば、独自の番号でも構わない。なお、重複署名の場合、1人に複数の整理番号が使われる点に注意されたい。
審査	⑧	一部不一致の場合の選挙人名簿へのレ点記入は必須でしょうか。どのような意味か。有効か無効か再調査か。	選挙人名簿にレ点を入れる場合は、事務資料12ページにあるようにカードの記載事項と選挙人名簿の記載とが一部符号しない(明らかに誤記と認められる程度のもを除く)場合である。照合ができていない状態であるため、「照合」の印の代わりに情報を残しておくものである。なお、「照合」=有効ではないのと同様、「レ」の印だけをもって有効、無効、再調査を判断するものではない。 ※事例としては同一市区町村内で転居をした者が想定される。

区分	No.	質 疑	回 答
審査	⑨	名簿登録の照合の基準を具体的に示して欲しい。 例えば「1番地1」と「1-1」、「藤」と「✓(草かんむりが十)」、「籠」と「籠」、「1番地1」と「1番地」など。	署名審査については、何人(なんびと)の署名か判断できるかによるので一概にはいえない。最終的には署名全体をみて判断することになるが、誤記と認められる部分についてはその部分のみをもって直ちに無効と判断するものではないと考える。 今回の例の場合、誤記と認められる限りそれだけをもって無効とはいえないと考える。(事務資料P14~16参照)
審査	⑩	署名審査に用いる選挙人名簿について (1) 審査において、県下の市町村間における名簿の重複登録などは考慮せず、各市が独自に審査を進めていけばよいか。 (2) 選挙時と同様に、照会をかけるなどして重複登録についての厳密な対応が必要な場合は、県として県下の市町村全てにおいて同一基準日作成の名簿にて審査をするよう指示をされるような考えはあるか。	(1) 現時点で重複登録の可能性があるのは、9月後半から10月16日までの間に岩倉市へ転入した場合のみである。これに該当する場合は、転出前の市区町村から岩倉市に対して二重に署名がなされていないか確認を依頼する必要がある。重複登録されており、かつ転出前の市区町村、岩倉市ともに署名がある場合は、転出先の岩倉市の署名のみが有効となる。なお、いずれか一方のみ署名がある場合、当該署名は有効となる。 (2) 審査に用いる選挙人名簿は、審査の完了日現在における選挙人名簿である。そのため、定時登録後、審査の完了の日までの間に市長選挙等で選挙時登録を行った団体については選挙時の登録の選挙人名簿となるが、現在の予定では、選挙時登録後の選挙人名簿を用いるのは岩倉市のみである。
審査	⑪	『仮(本)提出』⑦の事例について 審査事務において、ホチキス留めされた署名簿のうち2枚目以降の委任状(の請求代表者の押印)が原本でない(=C、D)場合、当該署名簿の署名の効力。	委任状原本が付されている1枚目の署名は有効。2枚目以降について、署名収集時に既にホチキス留めされていたのか、署名後にホチキス留めされたものか定かではないため、2枚目以降に署名した人を現地調査し、署名収集時に既にホチキス留めされている状態であれば有効、そうでない場合には無効の判断となる。
審査	⑫	【資料2】に「署名の効力の決定」及び「署名簿の縦覧に関する事」は委員会の議決が必要であると記載してあるが、選挙管理委員会を開催して議決を得なくてはならないという認識で正しいか(時期的に同時にできないので、2回開催する)。	お見込みのとおり。
縦覧	①	縦覧期間に電話や来庁にせよ、選挙人が不正に署名されていないかを危惧し自分の署名がないことの確認があった場合、すべて縦覧してもらうのか。各自自治体で署名人をデータで管理している場合はその情報を元に答えてよいのか?	来庁された縦覧者に対し、本人確認の上、自己の署名の有無を調べ、回答する対応は可能と考える。なお、すべての署名を確認したいと申し出があった場合には署名簿を見せることになる。また、電話での署名の確認については回答しない。署名人をデータで管理することについては各自自治体の判断に任せる。
縦覧	②	縦覧の期間について、事務資料p.23において、縦覧時間は各市区町村選管の執務時間とされ、土日も含むと説明があったが、本市職員の勤務時間は条例により月曜日から金曜日までの5日間において割り振り、日曜日及び土曜日は勤務時間を割り振らない日とされている。この場合日曜日及び土曜日の縦覧は行うのか。行うとすれば時間はどのような根拠で決定するのか。	縦覧は申請、届出等ではないため、地方自治法第4条の2第4項の影響はなく、地方公共団体の休日であっても縦覧に供することになる。縦覧に供する時間については各団体の判断であると総務省に確認しており、今回は各市区町村の通常の勤務時間と整理をした。
縦覧	③	事務資料p.24において、縦覧場所に注意書を掲示し、入場者に読ませ、協力を要請するとあるが、項番4について協力が得られない場合でも縦覧を認めないことはできないと思うがどうか。また、そのような関係人が縦覧を申し出た場合、市区町村選管はどのように対応したらよいか。	「注意書の事項を守れば、縦覧はできる」ということを前提として、注意書の事項が守られない場合は各市区町村の庁舎管理規則(※)等に基づき、適切に対応していただきたい。また、パソコンや携帯電話等縦覧に不要なものを縦覧のための席に持ち込まないよう荷物置き場を用意する等の方法により対策していただきたい。 (※)例「公務の円滑な執行を妨げる行為をしたとき、庁舎管理者は必要な指示、警告等の措置を講じ、庁舎から退去を命じることができる。」
縦覧	④	縦覧を行う時間は、縦覧期間(土日も含む)で各選管の執務時間でよいとのことだが、P25に異議申出の時間は執務時間に限られないとある。説明会において、「最終日は午後12時まで」との説明があったが、最終日以外の執務時間外は異議申出への対応は必要か。(7日間×24時間の対応が必要か?)	異議申出は縦覧期間の最終日の午後12時までである。最終日以外であれば翌日での対応が可能であるため、執務時間外の異議申出への対応は特に要しない。一方、縦覧最終日については宿直職員への指示をしていただくなど、執務時間後に異議申出書の届出があっても受付時刻が明確になる形で受付できる体制をとっていただきたい。なお、郵送については郵便局の消印が申出期間内であればよい。
交付金	①	交付金について、実支出額が算定された額を下回った場合、交付額は実支出額となるのか?	お見込みのとおり。
交付金	②	交付金の対象となる(物品購入や時間外勤務が認められる)時期を確認させてください。 (1) 最終の本提出日(岡崎市)ですか? (2) 各市町村の仮提出分の累計が必要署名数を超えた日ですか? (3) それとは別に、県からその旨の通知があった時になりますか? (4) 不成立だった場合に認められる分は一切ありませんか?	(1)~(3) 市町村交付金は、本提出があった場合に交付する。(法定署名数に足りない署名簿は(本)提出できない(昭和24年8月10日行政実例)) なお、本提出は、請求代表者から各団体に対して「様式第1号その2」が提出される。 (4) 本提出がなされなかった場合、現時点では市町村交付金の交付は行わない予定である。